

交通政策審議会海事分科会船員部会  
全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会 議事次第

令和4年9月2日(金)  
10:30 ~ 12:00  
3号館11階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 内航鋼船運航業最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 全国内航鋼船運航業最低賃金の改正について

3. 閉 会

全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会委員名簿  
(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

庄司 るり 東京海洋大学学術研究院 海事システム工学部門教授

野川 忍 明治大学専門職大学院 法務研究科教授

(関係船員を代表する委員)

中本 伸一 全日本海員組合 国内局国内部副部長補

平岡 英彦 全日本海員組合 中央執行委員

(関係使用者を代表する委員)

阿南 幸十司 船主団体内航労務協会 専務理事

村田 泰 八重川海運株式会社 代表取締役

## 配布資料一覧

- 資料1 交通政策審議会への諮問について  
諮問第411号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について」
- 資料2 全国内航鋼船運航業最低賃金（平成8年10月30日運輸省最低賃金公示第5号）
- 資料3 内航海運の現状
- 資料4 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数
- 資料5 全国内航鋼船運航業船員賃金実態調査
- 資料6 全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況
- 資料7 最低賃金の改正に係る参考資料
- ・ 内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）
  - ・ 費目別、世帯人員別標準生計費（令和4年4月）
  - ・ 消費者物価指数（10大費目）
  - ・ 物価動向について
  - ・ 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数
  - ・ 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額
  - ・ 地域別最低賃金額改定の目安の推移
  - ・ 令和4年度の最低賃金について
  - ・ 地域別最低賃金額一覧
  - ・ 給与勧告の実施状況等

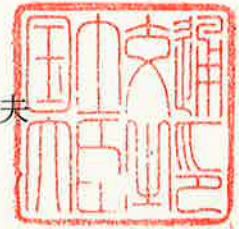
国海員第 98 号  
令和 4 年 7 月 20 日

交通政策審議会

会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣

斉藤 鉄夫



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 35 条第 7 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 411 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）及び海上旅客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）を改正することについて、最低賃金法第 35 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

全国内航鋼船運航業最低賃金

平成 8 年 10 月 30 日	平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 9 年 10 月 31 日	平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 10 年 11 月 2 日	平成 10 年運輸省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 13 年 11 月 1 日	平成 13 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 18 年 12 月 1 日	平成 18 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 20 年 12 月 1 日	平成 20 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 11 月 20 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正平成 27 年 12 月 2 日	平成 27 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 28 年 11 月 28 日	平成 28 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 29 年 12 月 8 日	平成 29 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 31 年 1 月 24 日	平成 31 年国土交通省最低賃金公示第 1 号
一部改正令和元年 12 月 18 日	令和元年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 3 年 2 月 16 日	令和 3 年国土交通省最低賃金公示第 3 号
一部改正令和 4 年 1 月 20 日	令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 1 号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) はしけ

(2) 内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる船舶

(3) 海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶

(4) 平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン未満の船舶

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員

250, 750 円

ただし、次の表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者については、234, 300 円とする。

海員学校（独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。）本科	4 年 6 月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	
海員学校乗船実習科	4 年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	
海上保安学校本科	3 年 6 月
海員学校インターンシップ課程（本科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（本科）	

海員学校専修科	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程	
海技大学校（独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。）海技士科（三級海技士（航海科、機関科）第四）	
海技大学校海上技術科（航海科、機関科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海、機関）	2年6月
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）の課程	
海員学校インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科）	2年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	6月

(2) 部員 192,150円

ただし、海上経歴3年未満の部員については、182,850円とする。

この場合において、海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業生については3年を、その他の海員学校の卒業生又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業生についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業生については2年を、その他の高等学校卒業生については1年を、それぞれ海上経歴とみなす。

#### 5 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など
- (2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
- (3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など
- (4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (5) 1か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成9年運輸省最低賃金公示第5号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成18年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成18年12月31日から効力を生ずる。

附 則（平成20年国土交通省最低賃金公示第2号）  
この公示は、平成20年12月31日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）  
この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第4号）  
この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

附 則（平成27年国土交通省最低賃金公示第2号）  
この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。

附 則（平成28年国土交通省最低賃金公示第2号）  
この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。

附 則（平成29年国土交通省最低賃金公示第2号）  
この公示は、平成30年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成31年国土交通省最低賃金公示第1号）  
この公示は、平成31年2月23日から効力を生ずる。

附 則（令和元年国土交通省最低賃金公示第2号）  
この公示は、令和2年1月17日から効力を生ずる。

附 則（令和3年国土交通省最低賃金公示第3号）  
この公示は、令和3年3月18日から効力を生ずる。

附 則（令和4年国土交通省最低賃金公示第1号）  
この公示は、令和4年2月19日から効力を生ずる。

# 内航海運の現状

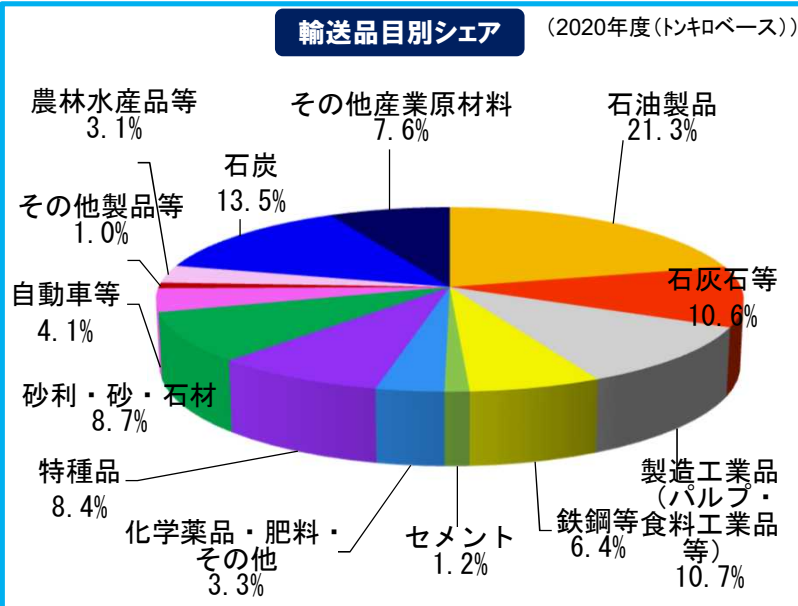
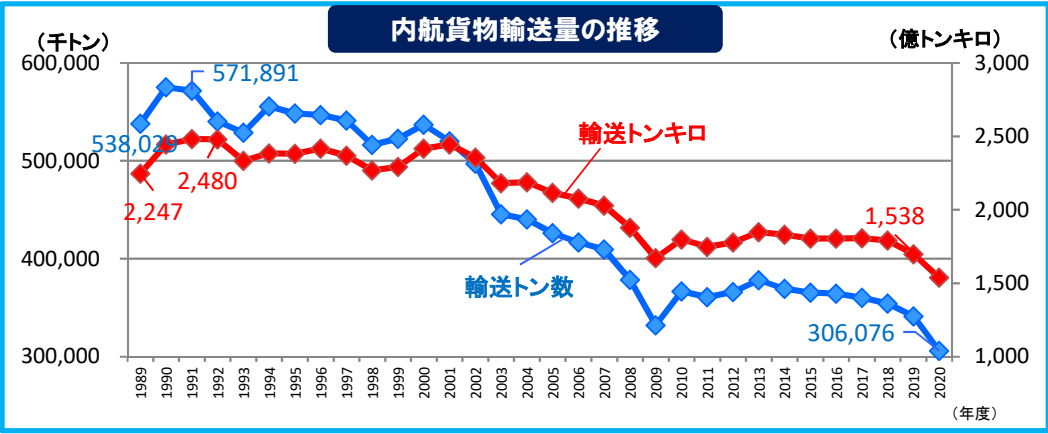
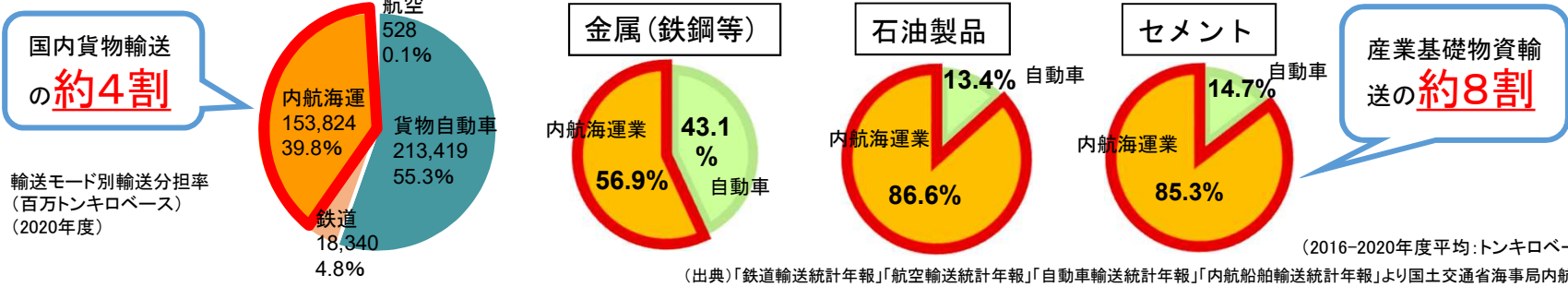
---

令和4年9月2日(金)  
国土交通省海事局内航課



# 内航海運の現状

- 内航海運は、**国内貨物輸送全体の約4割**、**産業基礎物資輸送の約8割**を担う我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラである。
- 内航貨物輸送量は、2009年度にリーマンショックの影響で急激に減少した以降はほぼ横ばいで推移していたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少。
- 内航海運の輸送貨物の大宗は石油、金属(鉄鋼)、セメントといった産業基礎物資である。



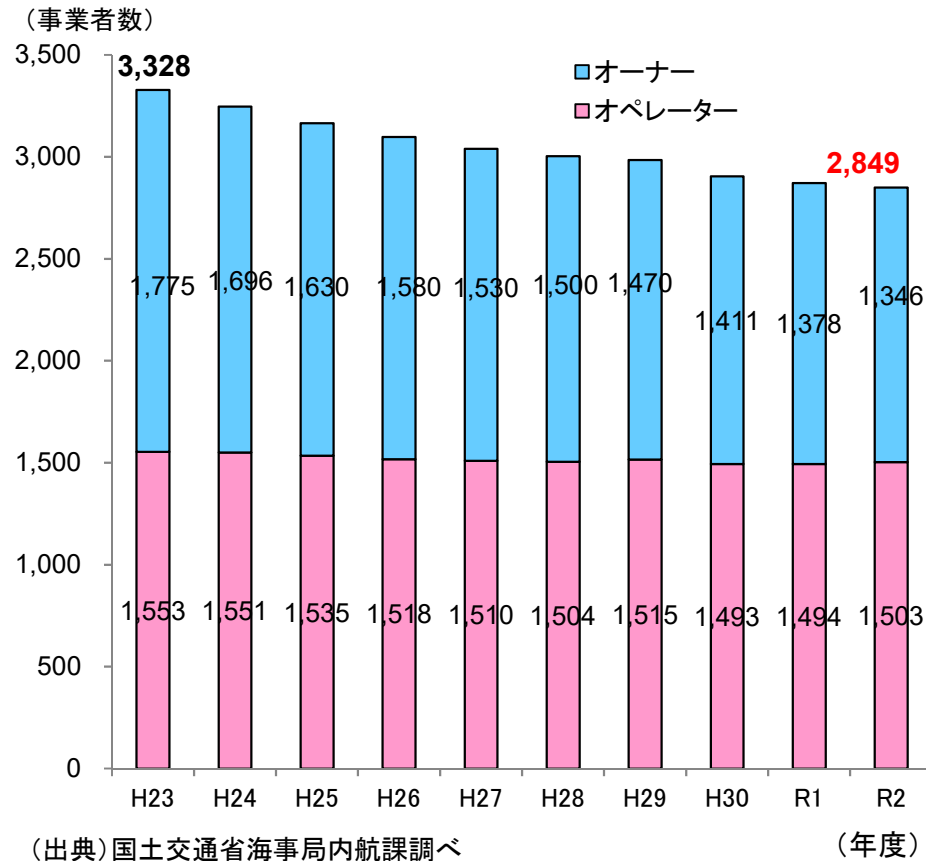
＜内航船舶腹量＞  
 隻数: 5,225隻  
 総トン数: 3,941千トン  
 (2019年度末現在)



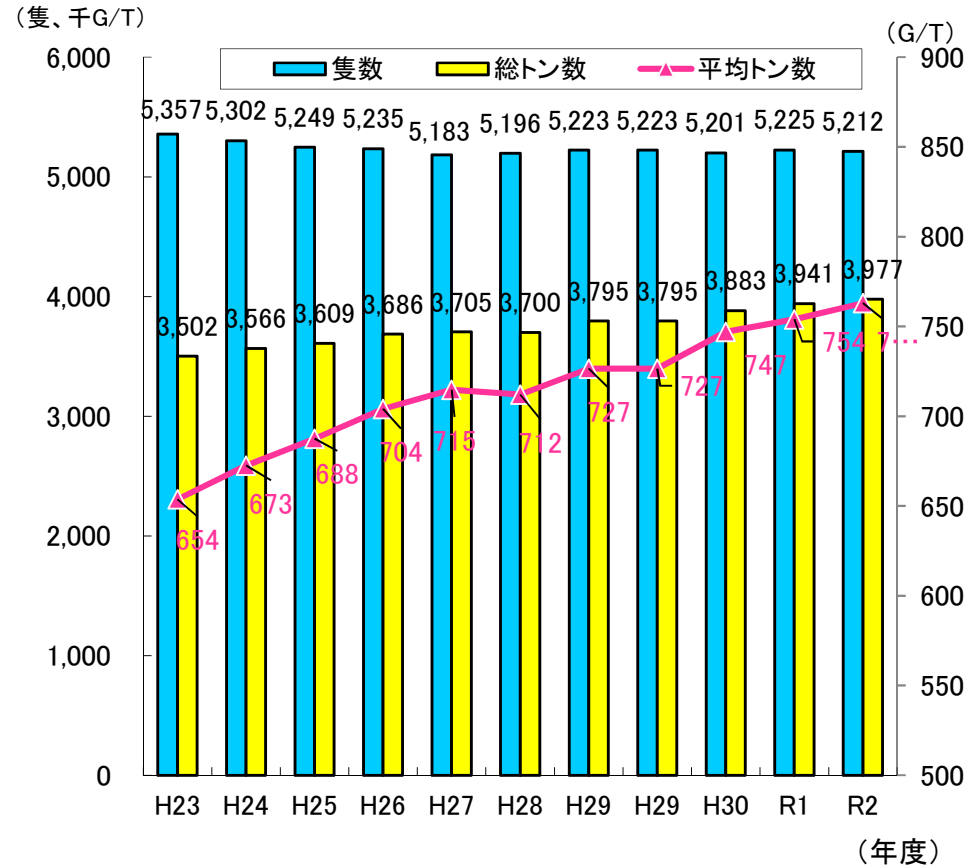
# 事業者数及び船腹量の推移

- 内航海運事業者数は、10年間で約14%減少しており、特にオーナーは約24%と大幅に減少
- 内航船の船腹量は、隻数ベースでは減少傾向にある一方で、1隻当たりの平均総トン数は増加傾向にあり、**船舶の大型化が進展**

## 内航海運事業者数の推移

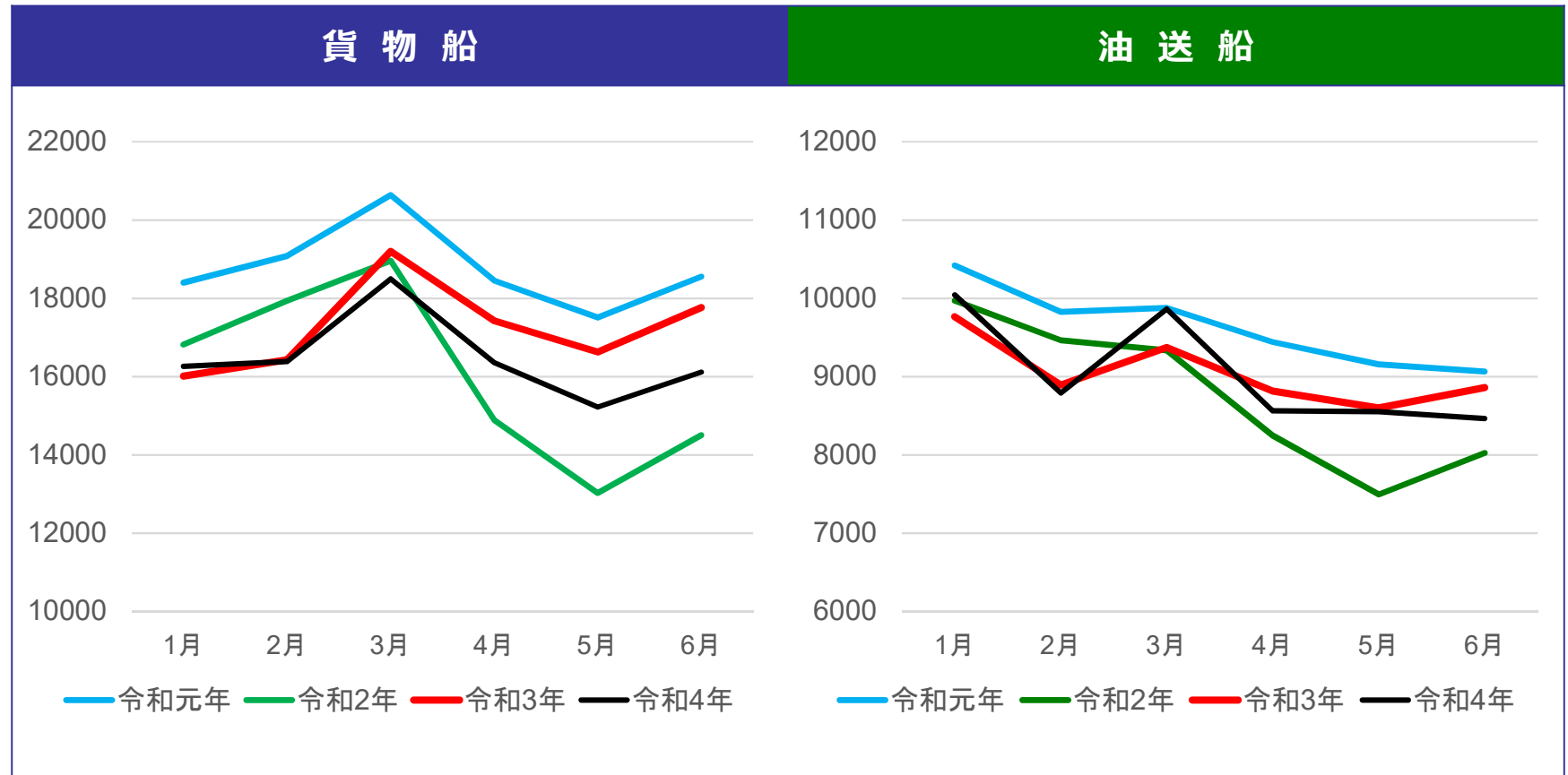


## 内航船の船腹量の推移



# 内航貨物輸送量の推移（新型コロナウイルスの影響）

令和2年5月に輸送量が急激に減少  
 その後は回復傾向にあるが、コロナ前の状況までの回復には至っていない



出典：日本内航海運組合総連合会「内航主要オペレーター輸送動向調査」より、海事局内航課作成。

# 内航海運が抱える課題について

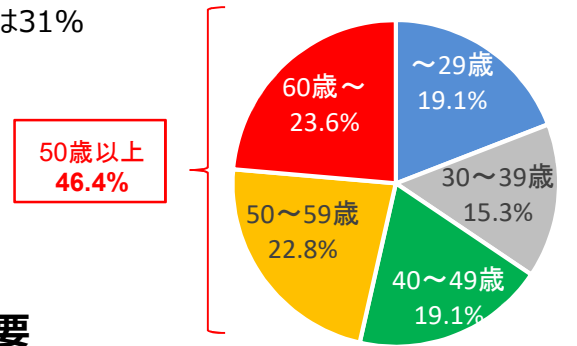
船員の働き方改革に関する検討  
(交政審海事分科会船員部会※) 2019.2.20~

## 若手船員の定着が課題

○特に内航海運で船員の高齢化が顕著。(内航船員の46%※が50歳以上)

※全産業の平均は31%

<内航船員年齢構成 (令和元年)>



○近年、内航船員の新規就業者数は増加傾向にあるものの、船内という閉鎖空間で24時間、労働と生活を繰り返す特殊な環境で、長時間労働や時間外労働の多さ、船内の人間関係等が敬遠され、新人船員定着の阻害要因に。

⇒ **船員の働き方改革を進め、人材を持続的に確保できる環境整備が必要**

内航海運のあり方に関する検討  
(交政審海事分科会基本政策部会※) 2019.6.28~

## 荷主との硬直的関係の下での脆弱な事業基盤が課題

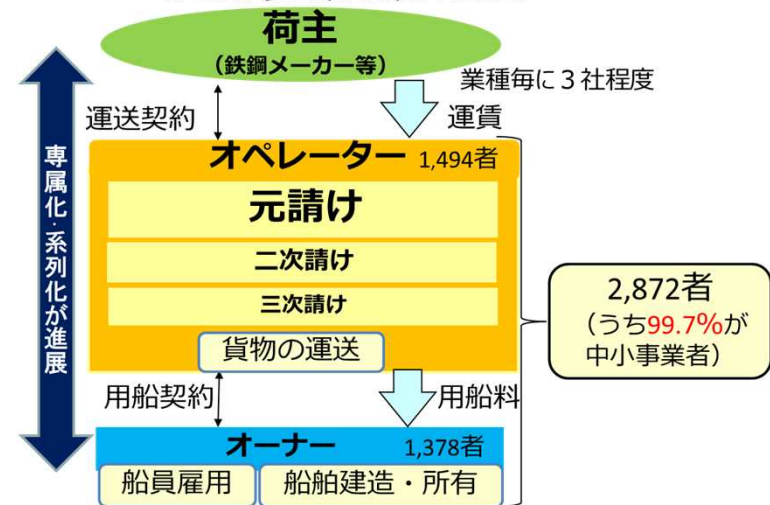
○寡占化が進む荷主企業との硬直的関係・脆弱な事業基盤(99.7%が中小企業)という構造的課題を抱える。

○荷主よりも弱い立場ゆえ、一方的に運賃等を提示される事業者も多く、収益性が低いのも課題。

○船員の確保を図るためにも、上記課題とあわせ、運航・経営の効率化に取り組む必要。

⇒ **内航海運業の経営力の向上を図るため、取引環境の改善、生産性の向上を促すことが必要**

<内航海運業の業界構造>

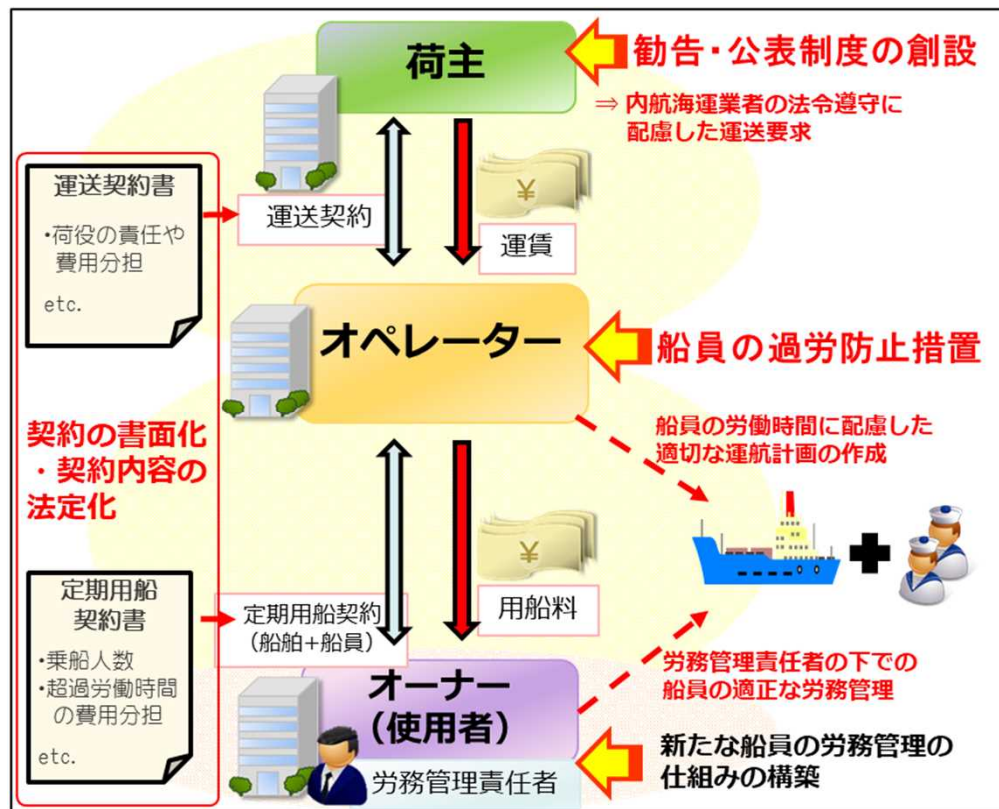


# 内航海運の取引環境の改善・生産性向上に向けた法改正

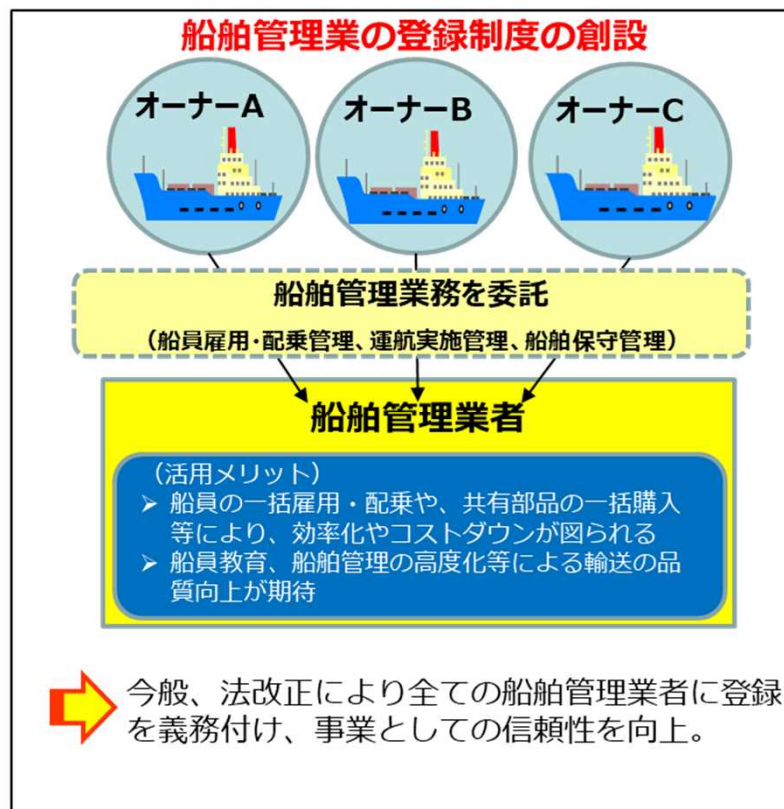
内航海運業法改正

- 2021年5月に「海事産業強化法」が成立・公布し、2022年4月より同法律に伴う改正内航海運業法が施行。
- 荷主・オペレーターに船員の労務管理に係る配慮を求める仕組みを設けるとともに、契約内容を「見える化」することで、適正な運賃・用船料の収受につなげる。
- オーナーの主業務である「船舶の保有(所有)」と船員雇用・船舶保守等の「船舶管理」のうち、「船舶管理」の業務を受託して行う船舶管理業者に係る登録制度を創設。船舶管理業者の信頼性向上により普及を促進することで「船舶管理」の効率化とコストダウンを図り、内航海運業の生産性を向上させる。

## <荷主やオペレーターとの取引環境の改善>



## <船舶管理業者の活用促進>





# 「内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会」の設置

## 本懇談会の開催趣旨

- 海事局では交通政策審議会海事分科会基本政策部会におけるとりまとめ（令和の時代の内航海運に向けて）を踏まえ、船員の働き方改革や内航海運の生産性向上、取引環境改善に向けた取組を推進しているところ。
- 令和4年4月より施行される改正内航海運業法においては、これらを推進するため、オペレーターに対する船員の労働時間に配慮した運航計画作成の義務付けや、荷主に対するオペレーターの法令遵守への配慮義務の創設等が盛り込まれる等、これまで以上に内航海運と荷主との連携が求められている。
- 両者の理解と協力を醸成する対話の場を設定することで、今後の一層の連携を図り、もって我が国の安定的な国内海上貨物輸送を維持することを目的として、内航海運業界と荷主業界双方の経営層（役員クラス）及び行政からなる懇談会を設立する。

### 第1回概要

日時	令和4年3月29日（火） 16:00～17:00
議題(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 船員法、内航海運業法等の改正</li> <li>➢ 連携強化ガイドラインの紹介</li> <li>➢ 荷主・オペレーターの経営層への協力要請</li> <li>➢ 本懇談会の進め方（時期、今後のテーマ）に関する意見交換</li> </ul>

### 参加団体

荷主業界	日本鉄鋼連盟
	石油連盟
	(一社)石油化学工業協会
	(一社)セメント協会
内航海運業界	日本内航海運組合総連合会
	内航大型船輸送海運組合
	全国海運組合連合会
	全国内航タンカー海運組合
	全国内航輸送海運組合
	全日本内航船主海運組合
	行政
オブザーバー (経済団体)	日本経済団体連合会
	日本商工会議所

※第2回以降も定期的（年1回）に開催

# 内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドラインの策定

今般の船員法と内航海運業法の改正により新たに盛り込まれた「船員の働き方改革」や、内航海運における「取引環境改善」と「生産性向上」のための各種制度を実効性のあるものにするため、荷主、オペレーター、オーナーがそれぞれ遵守すべき事項とともに望ましい協力のあり方等をとりまとめ。  
(令和4年3月18日公表)



## 内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドラインの主な内容

内航海運業法等の改正	法改正によって内航海運業法と船員法に盛り込まれた「船員の働き方改革」や内航海運の「取引環境改善」、「生産性向上」を図るための新たな制度の概要
望ましい取引のあり方	契約における法令上の遵守事項とともに、 <u>取引相手との対話による丁寧な協議</u> や原価計算に基づく見積書等を用いた料金協議等、望ましい取引の類型
船員の労働環境を守るため、それぞれの関係者が果たす役割	船員の労務管理について、オペレーターとオーナー、荷主とオペレーターとの関係において、それぞれが果たすべき役割
安定的な内航輸送の確保に向けた課題への取組例	安定的な内航輸送を確保するため、荷主、オペレーター、オーナーが連携して協力して解決に取り組むことの重要性とその課題例
安定的な内航輸送の維持のための4つのステップ	<u>内航輸送の現状や課題等を関係者間で共有し、定量的な指標による達成目標を設定して改善に取り組み、その成果を更なる改善につなげるための手順</u>

## 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(令和4年4月1日現在)

業種 局別		内航鋼船運航業			
		事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	① (R4.4.1)	23	51	393	267
	② (R3.4.1)	22	46	395	249
	① - ②	1	5	△ 2	18
東北運輸局	① (R4.4.1)	31	73	471	290
	② (R3.4.1)	30	81	535	306
	① - ②	1	△ 8	△ 64	△ 16
関東運輸局	① (R4.4.1)	111	321	3,877	2,763
	② (R3.4.1)	84	193	2,895	2,047
	① - ②	27	128	982	716
北陸信越運輸局	① (R4.4.1)	7	20	112	71
	② (R3.4.1)	7	20	112	72
	① - ②	0	0	0	△ 1
中部運輸局	① (R4.4.1)	44	101	839	250
	② (R3.4.1)	45	104	875	254
	① - ②	△ 1	△ 3	△ 36	△ 4
近畿運輸局	① (R4.4.1)	84	221	1,928	663
	② (R3.4.1)	83	231	1,936	649
	① - ②	1	△ 10	△ 8	14
神戸運輸監理部	① (R4.4.1)	107	274	1,654	565
	② (R3.4.1)	106	260	1,559	585
	① - ②	1	14	95	△ 20
中国運輸局	① (R4.4.1)	231	543	3,728	434
	② (R3.4.1)	225	504	3,629	428
	① - ②	6	39	99	6
四国運輸局	① (R4.4.1)	312	729	5,217	309
	② (R3.4.1)	317	730	5,229	302
	① - ②	△ 5	△ 1	△ 12	7
九州運輸局	① (R4.4.1)	352	697	5,282	1,413
	② (R3.4.1)	358	687	5,187	1,424
	① - ②	△ 6	10	95	△ 11
沖縄総合事務局	① (R4.4.1)	16	42	418	271
	② (R3.4.1)	17	43	439	283
	① - ②	△ 1	△ 1	△ 21	△ 12
計	① (R4.4.1)	1,318	3,072	23,919	7,296
	② (R3.4.1)	1,294	2,899	22,791	6,599
	① - ②	24	173	1,128	697



## 全国内航鋼船運航業船員賃金実態調査

## 【職員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	56歳	341,500円	794,100円
賃金が最も低かった者	74歳	200,000円	200,000円
平 均	49.1歳	286,684円	457,727円
人 数	861人		

## 【部員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	43歳	258,000円	670,000円
賃金が最も低かった者	21歳	90,940円	193,786円
平 均	36.0歳	199,644円	356,933円
人 数	197人		

## 資料説明

- 1 国土交通大臣が決定する内航鋼船運航業最低賃金の適用を受ける船舶のうち、未組織船に乗組む船員に対し、令和4年5月に支給された賃金の実態について調査したものである。
- 2 調査は未組織船員を対象に、144隻（職員861人、部員197人）について回収集計した。
- 3 表中の「計」は、本給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計額である。

## 全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額			
	職員 A	職員 B	部員 A	部員 B
平成 8 年	238,800円	221,200円	180,150円	171,700円
平成 9 年	240,050円	223,600円	181,050円	172,300円
平成 1 0 年	240,950円	224,450円	181,800円	172,950円
平成 1 3 年	241,400円	224,950円	182,100円	—
平成 1 8 年	—	—	—	—
平成 2 0 年	—	—	182,850円	173,700円
平成 2 5 年	242,350円	225,900円	183,750円	174,450円
平成 2 6 年	243,350円	226,900円	184,750円	175,450円
平成 2 7 年	245,150円	228,700円	186,550円	177,250円
平成 2 8 年	246,150円	229,700円	187,550円	178,250円
平成 2 9 年	247,150円	230,700円	188,550円	179,250円
平成 3 0 年	248,450円	232,000円	189,850円	180,550円
令和元年	249,550円	233,100円	190,950円	181,650円
令和 2 年	250,050円	233,600円	191,450円	182,150円
令和 3 年	250,750円	234,300円	192,150円	182,850円

※ 記載のない年度は、諮問が行われていない。

# 最低賃金の改正に係る参考資料

内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区分	決定公示 年月日	職員 A	職員 B	はしけ長	部員 A	部員 B
北海道	R4.3.14	250,700	234,250		192,150	182,950
東 北	R4.3.14	251,350	234,900		192,250	183,100
関 東	R4.3.2	251,550	234,800		192,950	183,350
北陸信越	R4.4.8	252,450	236,000		193,600	184,300
中 部	R4.4.8	251,950	235,500		193,450	184,150
近 畿	R4.3.11	252,650	236,200	252,650	193,900	184,600
神 戸	R4.3.11	251,850	235,400	251,850	193,100	183,800
中 国	R4.3.7	252,500	235,950	252,500	193,900	184,500
四 国	R4.4.8	252,500	235,950	252,500	193,900	184,500
九 州	R4.4.8	251,200	234,750	251,200	192,600	183,300
沖 縄	R4.3.11	250,750	234,300		192,150	182,850

費目別、世帯人員別標準生計費(令和4年4月)

単位:円

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	31,020	39,320	50,360	61,390	72,430
	(30,060)	(48,180)	(56,270)	(64,360)	(72,460)
	960	-8,860	-5,910	-2,970	-30
住居関係費	44,710	79,300	63,280	47,260	31,240
	(44,700)	(54,430)	(46,870)	(39,310)	(31,750)
	10	24,870	16,410	7,950	-510
被服・履物費	5,780	3,990	6,240	8,490	10,740
	(5,160)	(5,800)	(7,270)	(8,740)	(10,200)
	620	-1,810	-1,030	-250	540
雑費Ⅰ	22,620	37,190	53,470	69,760	86,030
	(23,600)	(50,950)	(63,150)	(75,350)	(87,570)
	-980	-13,760	-9,680	-5,590	-1,540
雑費Ⅱ	10,350	19,130	22,740	26,340	29,950
	(11,200)	(32,990)	(32,260)	(31,540)	(30,810)
	-850	-13,860	-9,520	-5,200	-860
計	114,480	178,930	196,090	213,240	230,390
前年	114,720	192,350	205,820	219,300	232,790
対前年増減	-240	-13,420	-9,730	-6,060	-2,400
対前年比 (前年100)	99.8	93.0	95.3	97.2	99.0

※ 費目欄の( )の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「令和3年人事院勧告(参考資料)」、「令和4年人事院勧告(参考資料)」

## 消費者物価指数（10大費目）

年平均	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
ウエイト	10000	2626	2149	693	387	353	477	1493	304	911	607	
指数・2年100	平成29年	98.6	96.8	99.3	96.4	96.7	98.3	97.5	99.5	109.6	98.3	101.7
	30年	99.5	98.2	99.2	100.2	95.7	98.5	99.0	100.9	110.1	99.0	102.1
	令和元年	100.0	98.7	99.4	102.5	97.7	98.9	99.7	100.2	108.4	100.6	102.1
	2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3年	99.8	100.0	100.6	101.3	101.7	100.4	99.6	95.0	100.0	101.6	101.1
対前年比・%	平成29年	0.5	0.7	△ 0.2	2.7	△ 0.5	0.2	0.9	0.3	0.6	0.4	0.3
	30年	1.0	1.4	△ 0.1	4.0	△ 1.1	0.1	1.5	1.4	0.4	0.8	0.5
	令和元年	0.5	0.4	0.3	2.3	2.2	0.4	0.7	△ 0.7	△ 1.5	1.6	0.0
	2年	0.0	1.4	0.6	△ 2.4	2.3	1.1	0.3	△ 0.2	△ 7.8	△ 0.6	△ 2.0
	3年	△ 0.2	0.0	0.6	1.3	1.7	0.4	△ 0.4	△ 5.0	0.0	1.6	1.1
月別指数・2年100	03年1月	99.8	100.0	100.4	96.1	101.4	98.2	99.4	99.9	99.1	100.8	100.6
	2月	99.8	99.5	100.5	96.4	101.3	98.3	99.4	100.1	99.1	100.5	100.9
	3月	99.9	99.1	100.5	97.3	101.4	100.2	99.8	100.2	99.1	100.9	100.9
	4月	99.1	99.0	100.6	98.8	101.4	101.6	99.6	93.2	100.2	101.5	100.9
	5月	99.4	99.3	100.6	100.7	101.5	101.5	99.7	93.5	100.3	101.9	101.0
	6月	99.5	99.9	100.6	101.4	101.7	101.0	99.6	93.5	100.3	101.1	100.8
	7月	99.7	99.6	100.6	102.0	102.3	99.3	99.7	94.6	100.3	102.4	101.1
	8月	99.7	99.9	100.7	102.0	102.3	98.1	99.8	93.8	100.3	103.2	101.1
	9月	100.1	101.4	100.7	103.1	101.6	101.7	99.7	93.5	100.4	101.6	101.2
	10月	99.9	100.8	100.7	104.4	101.7	101.8	99.4	92.3	100.4	102.1	101.8
	11月	100.1	100.8	100.7	106.0	102.1	102.3	99.4	92.8	100.4	101.7	101.8
	12月	100.1	100.9	100.7	107.1	101.0	101.3	99.3	92.5	100.4	101.9	101.6
	04年1月	100.3	102.0	100.7	108.3	100.8	99.4	99.2	92.4	100.4	101.4	101.7
	2月	100.7	102.3	100.8	111.1	100.5	99.7	99.4	92.7	100.3	101.8	101.8
	3月	101.1	102.5	100.8	113.3	101.8	100.9	99.4	93.2	100.5	102.2	101.9

資料出所：総務省統計局「2020年基準 消費者物価指数(全国)」

# 物価動向について(2)

【出典】 物価・賃金・生活総合対策本部（令和4年第3回） 資料1：内閣府資料

- **消費者物価上昇の継続**：6月の消費者物価（総合）は前年比2.4%と引き続き高い伸び。上昇の内訳は、主にエネルギー（約5割）、生鮮食品（約1割）、生鮮食品を除く食料（約3割）に起因（図1）。
- **家計の物価上昇感の高まり**：民間エコノミストは物価上昇率は当面2%台で推移し、その後低下すると予想。一方、家計では1年後に5%以上の物価上昇を予想する割合が大幅に増加（図2）。

図1 消費者物価（総合）

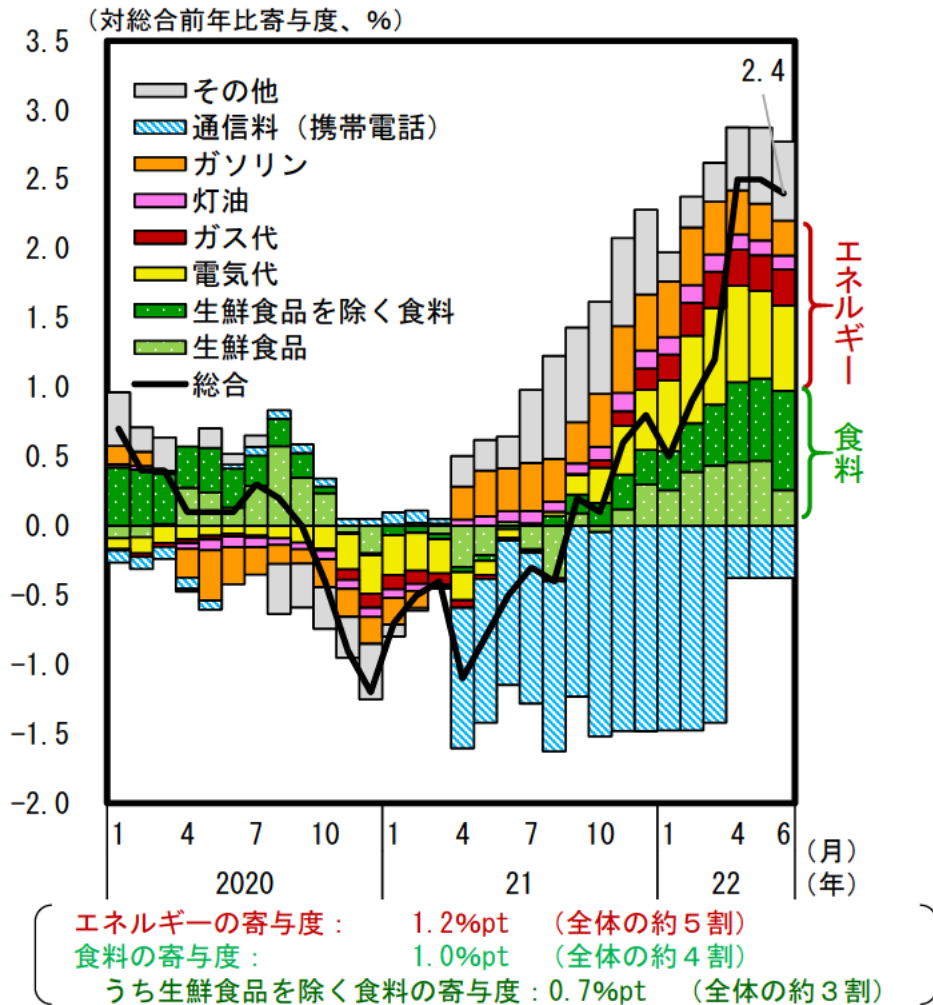
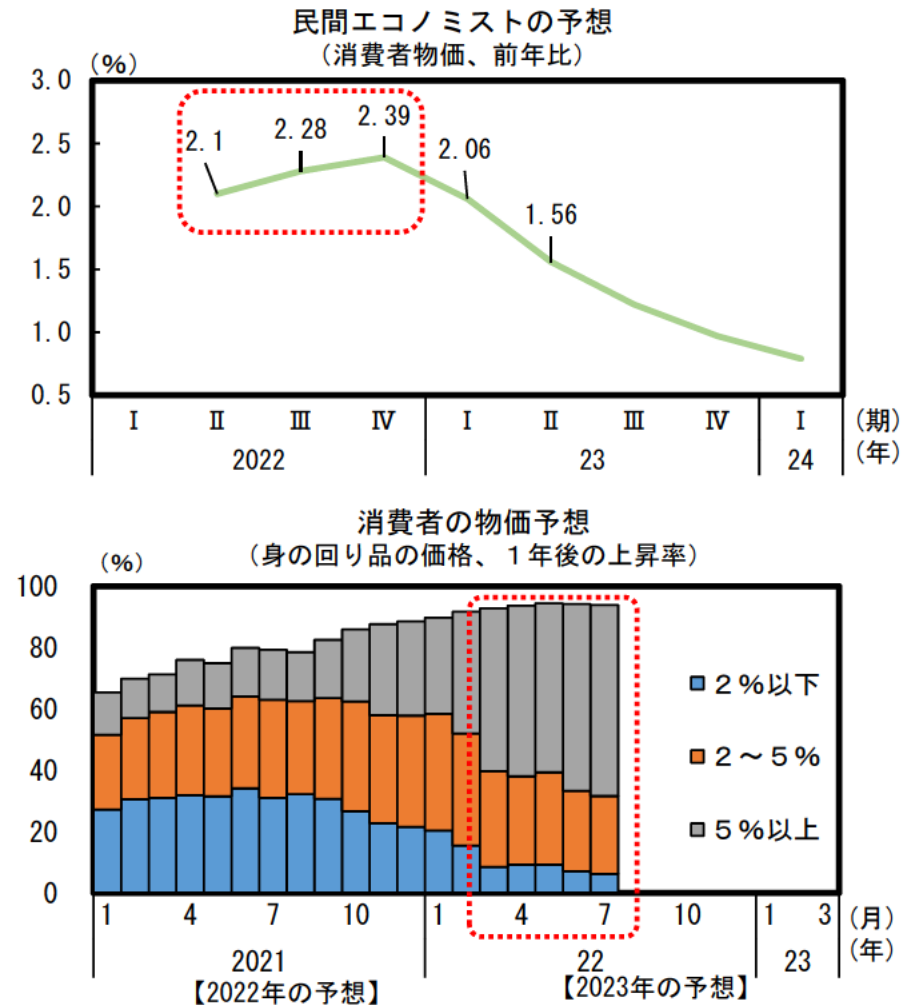


図2 家計の物価上昇感の高まり



(備考) 総務省「消費者物価指数」（固定基準）、内閣府「消費動向調査」、日本経済研究センター「ESPフォーキャスト調査」により作成。

# 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

## 1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(R4. 3末現在)

決定方式	決定件数	適用労働者数(百人)
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	274	—
(1) 地域別最低賃金	47	—
(2) 産業別最低賃金	227	29,743
イ 新産業別最低賃金	225	29,713
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働局長決定分	225	29,713
ロ 従来の産業別最低賃金	2	30
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	1	26

下記2-1

下記2-2

## 2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

### 2-1 新産業別最低賃金

(R4. 3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)	
製造業	食料品・飲料製造業関係	7	4	182
	繊維工業関係	5	7	142
	木材・木製品製造業関係	1	1	6
	パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	85
	印刷・同関連産業関係	2	11	111
	塗料製造業関係	4	2	63
	ゴム製品製造業関係	1	1	49
	窯業・土石製品製造業関係	4	3	103
	鉄鋼業関係	20	32	1,412
	非鉄金属製造業関係	9	9	409
	金属製品製造業関係	4	9	117
	一般機械器具製造業関係	25	235	5,146
	精密機械器具製造業関係	7	7	219
	電気機械器具製造業関係	45	222	8,907
輸送用機械器具製造業関係	33	144	8,686	
小計	169	688	25,637	
非製造業	新聞・出版業関係	1	1	6
	各種商品小売業関係	30	16	1,970
	自動車小売業関係	23	218	2,048
	自動車整備業関係	1	10	32
	道路貨物運送業関係	1	3	20
小計	56	248	4,076	
合計	225	936	29,713	

### 2-2 従来の産業別最低賃金

(R4. 3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	4	26
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合計	2	5	30

- 注：1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。  
 2 適用使用者数及び適用労働者数は、平成28年経済センサス基礎調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。  
 3 適用使用者数及び適用労働者数は、100人未満の数値を四捨五入した数値。ただし、合計が50人未満の場合は全て「1(百人)」としている。

資料出所：「令和4年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」



## 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額（令和4年3月末現在）

単位：円（件数）

事 項 別		年 度		
		令和3年度	令和2年度	
地 域 別 最 低 賃 金		930 (47)	902 (47)	
対前年度上昇率 (%)		3.10	0.11	
特 定 産 業 別 最 低 賃 金 （※1、2）	新 製 造 業	食料品・飲料製造業関係	815 (7)	801 (7)
		繊維工業関係	799 (5)	798 (5)
		木材・木製品製造業関係	876 (1)	875 (1)
		パルプ・紙・紙加工品製造業関係	838 (2)	831 (2)
		印刷・同関連産業関係	792 (2)	792 (2)
		塗料製造業関係	972 (4)	955 (4)
		ゴム製品製造業関係	915 (1)	897 (1)
		窯業・土石製品製造業関係	915 (4)	895 (4)
		鉄鋼業関係	975 (20)	953 (20)
		非鉄金属製造業関係	889 (9)	877 (9)
		金属製品製造業関係	922 (4)	908 (4)
		一般機械器具製造業関係	935 (25)	917 (25)
		精密機械器具製造業関係	920 (7)	899 (7)
		電気機械器具製造業関係	908 (45)	890 (45)
	輸送用機械器具製造業関係	951 (33)	934 (33)	
	小 計	930 (169)	912 (169)	
	非 製 造 業	新聞・出版業関係	853 (1)	835 (1)
		各種商品小売業関係	845 (30)	837 (30)
		自動車小売業関係	907 (23)	893 (23)
		自動車整備業関係	892 (1)	865 (1)
		道路貨物運送業関係	910 (1)	910 (1)
		小 計	877 (56)	865 (56)
	合 計	923 (225)	906 (225)	
対前年度上昇率 (%)		1.88	0.33	
旧 産 業 別 最 低 賃 金		816 (1)	816 (1)	
総 合 計		922 (226)	905 (226)	

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金の全国加重平均時間額であり、( )内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(日 額) 5,772 (1)	(日 額) 5,772 (1)

資料出所：「令和4年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

## 地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位:円(%)

ランク <small>(注1、2)</small> 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成18年度	4	(0.57)	4	(0.60)	3	(0.47)	2	(0.33)	(0.46)
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ~ 10	(1.39) ~ (1.54)	6 ~ 7	(0.98) ~ (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の 解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さない ことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大き い方の金額 1. A~Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、 「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B~Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金 審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、 「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B~Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金 審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、 「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金 審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、 「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金 審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								
平成29年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円								
平成30年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円								
令和元年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円								
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上 げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。								
令和3年度	下記「1.」の金額とする 1. A~Dランク全てにおいて28円								
令和4年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク31円、Bランク31円、Cランク30円、Dランク30円								

- (注) 1. 各ランクごとの引上げ額(改定の目安)は、最低賃金(時間額)に対する金額である。  
 2. A~Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。  
 3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

# 令和4年度の最低賃金について

【出典】 物価・賃金・生活総合対策本部（令和4年第3回） 資料4：厚生労働省資料

- 8月2日、中央最低賃金審議会において、令和4年度の最低賃金引上げの目安額の答申がなされた。
- 令和4年度の目安額は、全国加重平均で31円の引上げで、昭和53年に目安制度が始まって以降最高額。
- 今後、この目安額を踏まえ、各地方最低賃金審議会で改定額を議論。

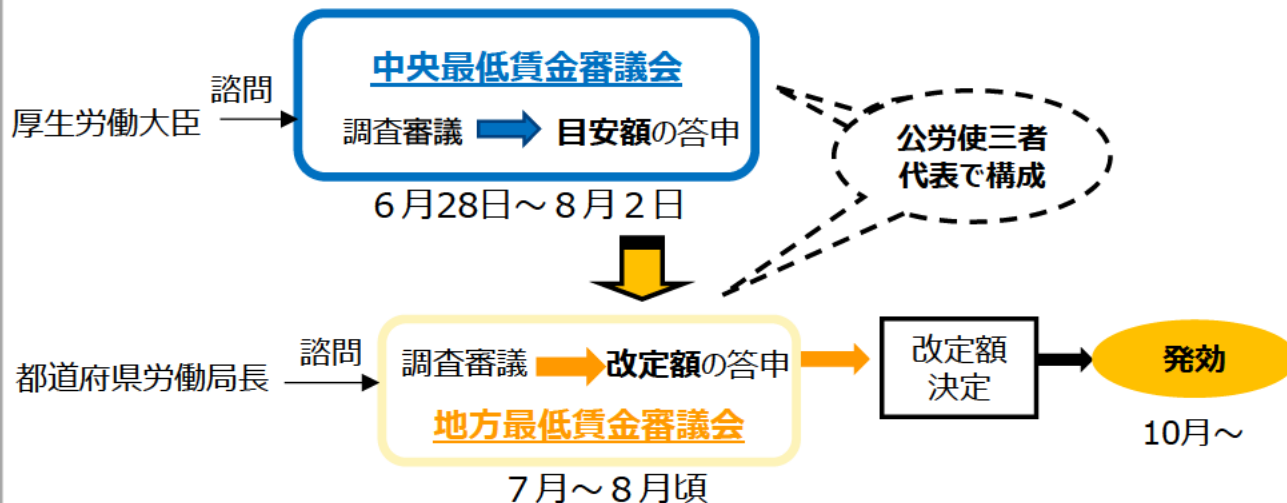
## 地域別最低賃金（全国加重平均）の引上げ額・率の推移

改定年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
引上げ額（円）	15円	16円	18円	25円	25円	26円	27円	1円	28円	31円※
引上げ率（%）	2.0%	2.1%	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%	3.3%※
改定額（円）	764円	780円	798円	823円	848円	874円	901円	902円	930円	961円※

※ 令和4年度の目安額は、全国加重平均で31円  
表中の令和4年度の数値は、地方最低賃金審議会が目安額通りに改定額を決定した場合

## 最低賃金決定の流れ（令和4年度）

中央は、中央最低賃金審議会で議論し、目安額を提示。  
地方は、目安を参考に、地域事情を踏まえて、改定額を審議。



### 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。

### 経済財政運営と改革の基本方針2022

（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組むつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。

## 地域別最低賃金額一覧

目安が適用されるランク		令和2年度最低賃金額		対前年度増減額	令和3年度最低賃金額		対前年度増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		902 円	—	1 円	930 円	—	28 円
A	埼玉	928	R2. 10. 1	2	956	R3. 10. 1	28
	千葉	925	R2. 10. 1	2	953	R3. 10. 1	28
	東京	1,013	R1. 10. 1	0	1,041	R3. 10. 1	28
	神奈川	1,012	R2. 10. 1	1	1,040	R3. 10. 1	28
	愛知	927	R2. 10. 1	1	955	R3. 10. 1	28
	大阪	964	R1. 10. 1	0	992	R3. 10. 1	28
B	茨城	851	R2. 10. 1	2	879	R3. 10. 1	28
	栃木	854	R2. 10. 1	1	882	R3. 10. 1	28
	富山	849	R2. 10. 1	1	877	R3. 10. 1	28
	山梨	838	R2. 10. 9	1	866	R3. 10. 1	28
	長野	849	R2. 10. 1	1	877	R3. 10. 1	28
	静岡	885	R1. 10. 4	0	913	R3. 10. 2	28
	三重	874	R2. 10. 1	1	902	R3. 10. 1	28
	滋賀	868	R2. 10. 1	2	896	R3. 10. 1	28
	京都	909	R1. 10. 1	0	937	R3. 10. 1	28
	兵庫	900	R2. 10. 1	1	928	R3. 10. 1	28
	広島	871	R1. 10. 1	0	899	R3. 10. 1	28
C	北海道	861	R1. 10. 3	0	889	R3. 10. 1	28
	宮城	825	R2. 10. 1	1	853	R3. 10. 1	28
	群馬	837	R2. 10. 3	2	865	R3. 10. 2	28
	新潟	831	R2. 10. 1	1	859	R3. 10. 1	28
	石川	833	R2. 10. 7	1	861	R3. 10. 7	28
	福井	830	R2. 10. 2	1	858	R3. 10. 1	28
	岐阜	852	R2. 10. 1	1	880	R3. 10. 1	28
	奈良	838	R2. 10. 1	1	866	R3. 10. 1	28
	和歌山	831	R2. 10. 1	1	859	R3. 10. 1	28
	岡山	834	R2. 10. 3	1	862	R3. 10. 2	28
	山口	829	R1. 10. 5	0	857	R3. 10. 1	28
	徳島	796	R2. 10. 4	3	824	R3. 10. 1	28
	香川	820	R2. 10. 1	2	848	R3. 10. 1	28
	福岡	842	R2. 10. 1	1	870	R3. 10. 1	28
D	青森	793	R2. 10. 3	3	822	R3. 10. 6	29
	岩手	793	R2. 10. 3	3	821	R3. 10. 2	28
	秋田	792	R2. 10. 1	2	822	R3. 10. 1	30
	山形	793	R2. 10. 3	3	822	R3. 10. 2	29
	福島	800	R2. 10. 2	2	828	R3. 10. 1	28
	鳥取	792	R2. 10. 2	2	821	R3. 10. 6	29
	島根	792	R2. 10. 1	2	824	R3. 10. 2	32
	愛媛	793	R2. 10. 3	3	821	R3. 10. 1	28
	高知	792	R2. 10. 3	2	820	R3. 10. 2	28
	佐賀	792	R2. 10. 2	2	821	R3. 10. 6	29
	長崎	793	R2. 10. 3	3	821	R3. 10. 2	28
	熊本	793	R2. 10. 1	3	821	R3. 10. 1	28
	大分	792	R2. 10. 1	2	822	R3. 10. 6	30
	宮崎	793	R2. 10. 3	3	821	R3. 10. 6	28
	鹿児島	793	R2. 10. 3	3	821	R3. 10. 2	28
	沖縄	792	R2. 10. 3	2	820	R3. 10. 8	28

資料出所：「令和4年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

## 給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
18	8月8日	なし	---	---	-	0.3	1.79
19	8月8日	0.35	4月1日	勧告どおり (指定職は見送り)	-	0.0	1.87
20	8月8日	なし	---	---	-	1.4	1.99
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.6	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.5	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.0	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	---	△ 0.1	0.0	1.78
25	勧告なし	---	※	---	2.7	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	2.1	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	3.3	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	0.8	△ 0.1	2.14
29	8月8日	0.15	4月1日	勧告どおり	2.0	0.5	2.11
30	8月10日	0.16	4月1日	勧告どおり	0.2	1.0	2.26
R1	8月7日	0.09	4月1日	勧告どおり	0.0	0.5	2.18
R2	10月7日	なし	---	---	△ 3.9	0.0	2.00
R3	8月10日	なし	---	---	1.3	△ 0.2	1.86
R4	8月8日	0.23	4月1日	---	-	-	2.20

(資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)

2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)

3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率=定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)